

令和8年度

水質検査計画

広尾町建設水道課上下水道施設係

目次

1. 基本方針	1
2. 水道事業の概要	1
(1) 給水区域等	
(2) 給水状況	
(3) 水源の名称及び種別等	
(4) 浄水場の名称及び浄水方法等	
3. 水道の原水及び水道水の状況	3
(1) 広尾町上水道	
(2) 豊似簡易水道	
(3) 野塚簡易水道	
(4) 音調津簡易水道	
4. 採水地点、水質検査項目、検査頻度	4
(1) 水質検査の基本方針	
(2) 採水地点	
(3) 水質検査項目と検査頻度	
5. 臨時の水質検査	4
(1) 水質検査の要件	
(2) 水質検査項目	
6. 水質検査方法	5
7. 水質検査を委託する場合における委託の内容	5
8. 水質検査結果の評価・対応	5
9. 水質検査計画及び検査結果の公表	5
10. 水質検査計画の見直し	5
11. 水質検査の精度並びに信頼性確保に関する事項	5
12. 関係者との連携	6

1. 基本方針

広尾町が一年間に行なう水質検査については、水源から給水栓までを一つの水道システムとしてとらえ、これまでの水質特性を考慮し、より安全で良質な水道水を安定的に供給するために、水道法に準拠することを基本とした水質検査計画を策定いたしました。

2. 水道事業の概要

(1) 給水区域等

水道事業名	給水区域	計画給水人口
広尾町上水道	広尾郡広尾町会所通、会所前、公園通、白樺通北、陣屋、並木通東、西一条から四条、東一条から三条、錦通南、本通、丸山通、紅葉通北の全域並びに白樺通南、並木通西、錦通北、字広尾、紅葉通南、茂寄、字茂寄、字茂寄南及び字ラッコベツの一部	6,400人
豊似簡易水道	北部を国道236号と紋別川右岸との交点より同河川を右岸沿いに下り、紋別川河口までとする。 東部は、同河口より太平洋海岸線沿いに南下し、豊似川河口左岸までとする。 南部は、同河口よりさかのぼり、国道336号豊似橋の左岸を經由し、再度同河川左岸を西にたどり、国道236号上豊似橋の右岸をとおり、カムメロベツ川と下トヨイ2線2号の交点を西側にたどり、山麓沿いをとおり、上トヨイ南1線3号との交点までとする。 西部は、この交点より北西をたどり、上トヨイ北1線3号と豊似川交点より右岸を下り、トヨイベツ1線2号と豊似川交点より再び山麓沿いに東をたどり、国道236号と紋別川右岸との交点に至る線に囲まれた区域	870人
野塚簡易水道	北部を国道336号と豊似川右岸との交点より同河川を右岸沿いに下り、豊似川河口までとする。 東部は、同河口より太平洋海岸線沿いに南下し、野塚川河口より左岸をさかのぼり、野塚8線8号交点を左折後、野塚市街地東側を經由し、野塚9線と旧国鉄広尾線との交点より野塚川右岸を河口まで下り、同河口より再び太平洋海岸線沿いに南下し、楽古川河口までとする。 南部は、楽古川河口左岸をさかのぼり、野塚14線18号	900人

	<p>との交点までとする。</p> <p>西部は、この交点より山麓沿いに東をたどり野塚市街地西側を經由し、野塚8線9号交点より野塚川左岸沿いに上がり、野塚8線18号交点より再び山麓沿いに北をたどり、国道336号と豊似川右岸との交点に至る線に囲まれた区域</p>	
音調津簡易水道	<p>北端は太平洋海岸線と国有林エリモ風景林144林班の南端麓との交点とする。</p> <p>北東部は、この交点より太平洋海岸線沿に南下し、国有林エリモ風景林134林班の鳥山北端山麓との交点までとする。</p> <p>南東部は、この交点より鳥山山麓沿に南西へ250メートルたどり、町道音調津沢林道に至り、この交点を左折して沢林道を150メートル南下した地点までとする。</p> <p>南部は、この点を右折して200メートルたどり、音調津河川敷地との交点までとする。</p> <p>西部は、この点を右折して河川敷地境界線沿に町道音調津大橋に至り、この橋沿に音調津川を渡って左折し、音調津川支流松の沢川に至り、この川をさかのぼり、町道音調津線との交点までとする。</p> <p>北西部は、この点を右折して町道松の沢線に至り、この点より国有林エリモ風景林144林班の南東山麓台丘地の下台沿を北にたどり、太平洋海岸線に至る線に囲まれた区域をいう。ただし、音調津河川敷地は除くものとする。</p>	500人

(2) 給水状況 (令和6年度実績)

水道事業名	給水人口	普及率	1日最大給水量	1日平均給水量	1人1日平均給水量
広尾町上水道	4,788人	99.9%	3,160 m ³	1,704 m ³	355 リットル
豊似簡易水道	534人	100.0%	1,310 m ³	1,071 m ³	2,005 リットル
野塚簡易水道	358人	99.7%	714 m ³	578 m ³	1,601 リットル
音調津簡易水道	93人	100.0%	47 m ³	23 m ³	247 リットル

(3) 水源の名称及び種別等

水道事業名	名称等	種別	取水位置
広尾町上水道	広尾川水系広尾川支流 西広尾川	伏流水	広尾町字広尾 885 番 1 地先 (西広尾川左岸)
豊似簡易水道	豊似川水系豊似川支流 パンケアイアン沢川	表流水	広尾町字豊似国有林 広尾町国有林 1010 林班と小班
野塚簡易水道	野塚川水系野塚川支流野塚川 楽古川水系楽古川支流楽古川	表流水 集水埋渠	広尾町字野塚 132 番地先 広尾町国有林 1069 林班か小班
音調津簡易水道	音調津川水系音調津支流 コイカクシエオシラベ川	表流水	広尾町字音調津 915 番地先

(4) 浄水場の名称及び浄水方法等

水道事業名	名称	所在地	浄水方法
広尾町上水道	広尾浄水場	広尾町白樺通南 2 丁目 1 番地 2	膜ろ過方式
豊似簡易水道	豊似浄水場	広尾町国有林 1003 林班は小班	緩速ろ過方式
野塚簡易水道	野塚浄水場 楽古浄水場	広尾町野塚 8 線 111 番地 4 地先 広尾町国有林 1068 林班と小班	緩速ろ過方式 緩速ろ過方式
音調津簡易水道	音調津浄水場	広尾町音調津 535 番地先	緩速ろ過方式

3. 水道の原水及び水道水の状況

(1) 広尾町上水道

水源は、西広尾川の伏流水を水源とし、取水口上流の流域面積は2,706haであります。

水質につきましては良好ですが、降雨時に濁度・色度が上昇するため、水質管理上留意することが必要となります。

しかし、取水後適切な浄水処理を行うことにより水質基準を満たしており、安全な水道水を供給しています。

(2) 豊似簡易水道

水源は、豊似川支流の表流水を水源とし、降雨時を除き水質につきましては良好で、緩速ろ過方式で浄水処理しています。

(3) 野塚簡易水道

水源は、野塚川と楽古川の 2 箇所から表流水を水源とし、2 つの浄水場をもち、それぞれの地区に給水しています。

降雨時を除き水質につきましては良好で、緩速ろ過方式で浄水処理しています。

(4) 音調津簡易水道

水源は、コイカクシエオシラベ川の表流水を水源とし、取水口上流の流域面積は335haであります。

降雨時を除き水質につきましては良好で、緩速ろ過方式で浄水処理しています。

4. 採水地点、水質検査項目、検査頻度

(1) 水質検査の基本方針

各水源の特徴及び水質管理において留意すべき事項を踏まえて、水質検査基本計画を策定しました。

① 採水地点は、浄水は水質基準が適用される蛇口、原水は浄水場の入口（着水井）とします。

②検査項目については、水道法で検査が義務付けられている水質検査基準項目（52 項目）は、過去の検査結果による検査頻度等及び季節変動を考慮し、検査項目及び検査回数を設定し、水道水の安全性を確保します。

③原水は、全項目検査のうち消毒副生成物を除く41 項目の検査を年1 回行います。原水全項目検査の時期は、7月に実施します。クリプト検査については年2回（6月と11月）に実施します。

(2) 採水地点

採水地点は、浄水は水質基準が適用される各水道区域の供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できる給水栓から採水いたします。原水は浄水場の入口とします。

(3) 水質検査項目と検査頻度（具体的表示は 表1 のとおり）

①水質検査項目

水質検査項目及び検査頻度の法令に基づく水質検査は、給水栓水等において水質基準項目（51 項目）の水質検査を行ないます。また、法令に基づく1 日1 回行なう項目についても検査します。

② 検査頻度

ア 法令に基づく水質検査のうち、一般細菌等、病原微生物の汚染を疑わせる指標やPH 値、濁度等、水の基本的な性状に関する9 項目については、月1 回行ないます。

イ 法令に基づく水質検査のうち、検査頻度を緩和することが不可能なトリハロメタン等消毒副生成物23 項目については、年4 回行ないます。

ウ 法令に基づく水質検査のうち、過去の検査結果から省略することが可能な項目や年1 回以上あるいは3年1 回以上に検査頻度を緩和することが可能な項目については、水質が安定していることから法令に基づいた検査頻度を緩和した、回数で行ないます。

エ 新規項目及び測定法が変更になった項目については、法令に基づき年4 回行ないます

オ 色、濁り、消毒の残留効果（残留塩素）の検査は法令に基づき1 日1 回行ないます。

5. 臨時の水質検査

(1) 水質検査の要件

臨時の水質検査は、次のような場合や平常時よりも高い濃度で検出された場合に行ないます。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ② 水源に異常があったとき。
- ③ 水源付近、給水区域内及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- ④ 浄水過程に異常があったとき。
- ⑤ 水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ⑥ その他特に必要があると認められたとき。

臨時の水質検査は、水質異常が発生したときに実施し、給水栓水の安全が確認されるまで行ないます。

(2) 水質検査項目

臨時の水質検査は、水質異常に応じた項目について検査します。

6. 水質検査方法

水質検査業務は、水道法第20条第3項により行います。

水質検査は下記検査機関に委託します。

- ①検査項目No.20以外 帯広市上下水道部水質検査センター
- ②検査項目No.20 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター

7. 水質検査を委託する場合における委託の内容（検査項目、頻度、運搬方法、臨時検査の取扱い、検査の実施状況の確認方法）

採水用具、容器、その他採水に必要な物品等は委託事業者が用意し、採水は町で委託している事業者、運搬は当職員が行い、運搬中は、保冷し破損防止の措置を施します。

8. 水質検査結果の評価・対応

検査結果の評価は、検査ごとに水質基準に適合するか確認します。また、水質に異常が認められたときは直ちに原因究明を行い、安全で良質な水質を確保するために必要な対策を講じます。

9. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及びこれに基づいて実施した水質検査結果は、広尾町ホームページにて公表します。また、建設水道課で閲覧できます。

10. 水質検査計画の見直し

水質検査計画は検査結果や需要者からのご意見などを参考に必要に応じて見直しお行い、翌年以降の水質検査計画に反映もしくは必要に応じて改訂します。

11. 水質検査の精度並びに信頼性確保に関する事項

検査委託事業者に対し、検査の精度及び信頼性確保のため、厚生労働省や北海道水質協議会が行う外部精度管理事業に積極的に参加するよう働きかけ、信頼性の確保及び精度の高い検査となるよう求めています。

12. 関係者との連携

水道水の安全性を確保していくため、河川管理者（国土交通省北海道開発局、北海道十勝総合振興局帯広建設管理部）、北海道帯広保健所、十勝西部森林管理署、帯広市上下水道部水質検査センター及び広尾町関係課（住民課、農林課）と連絡調整を行い水質保全に万全を期します。

水質基準項目（法令に基づく水質検査）

表 1									
NO.	項 目	基準値 (mg/L)	法令に基づく 検査頻度	水道法第4条第2項の規定に基づく厚生省令					毎月
				原水 全項目	クリプト検 査	浄水 全項目	浄水 年4回	新規項目 年4回	
1	一般細菌	100個/ml	月 1 回	●		●	●		●
2	大腸菌	検出されないこと		●		●	●		●
3	カドミウム及びその化合物	0.003	年 4 回	●		●			
4	水銀及びその化合物	0.0005		●		●			
5	セレン及びその化合物	0.01		●		●			
6	鉛及びその化合物	0.01		●		●			
7	ヒ素及びその化合物	0.01		●		●			
8	六価クロム化合物	0.05		●		●			
9	亜硝酸態窒素	0.04		●		●	●		
10	シアンイオン及び塩化シアン	0.01		●		●	●		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10		●		●	●		
12	フッ素及びその化合物	0.8		●		●			
13	ホウ素及びその化合物	1		●		●		●	
14	四塩化炭素	0.002		●		●			
15	1,4-ジオキサン	0.05		●		●		●	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04		●		●			
17	ジクロロメタン	0.02		●		●			
18	テトラクロロエチレン	0.01	●		●				
19	トリクロロエチレン	0.01	●		●				
20	PFOS及びPFOA	50ng/L	●		●	●			
21	ベンゼン	0.01	●		●				
22	塩素酸	0.6		水道 成分の 塩素酸 ため 処理 検査で 生成さ れる	●	●			
23	クロロ酢酸	0.02			●	●			
24	クロロホルム	0.06			●	●			
25	ジクロロ酢酸	0.03			●	●			
26	ジブロモクロロメタン	0.1			●	●			
27	臭素酸	0.01			●	●			
28	総トリハロメタン	0.1			●	●			
29	トリクロロ酢酸	0.03			●	●			
30	ブロモジクロロメタン	0.03			●	●			
31	ブロモホルム	0.09			●	●			
32	ホルムアルデヒド	0.08			●	●			
33	亜鉛及びその化合物	1	●			●			
34	アルミニウム及びその化合物	0.2	●		●		●		
35	鉄及びその化合物	0.3	●		●				
36	銅及びその化合物	1	●		●				
37	ナトリウム及びその化合物	200	●		●				
38	マンガン及びその化合物	0.05	●		●				
39	塩化物イオン	200	月 1 回	●		●	●	●	
40	硬度 (Ca、Mg)	300	年 4 回	●		●			
41	蒸発残留物	500		●		●			
42	陰イオン界面活性剤	0.2	発生時期に併せて 月 1 回以上	●		●			
43	ジェオスミン	0.0001		●		●			
44	2-メチルイソボルネオール	0.0001	年 4 回	●		●		●	
45	非イオン界面活性剤	0.02		●		●			
46	フェノール類	0.005	月 1 回	●		●		●	
47	有機物質 (TOC)	3		●		●	●	●	
48	PH	5.8-8.6		●		●	●	●	
49	味	異常でないこと		●		●	●	●	
50	臭気	異常でないこと		●		●	●	●	
51	色度	5度		●		●	●	●	
52	濁度	2度	●		●	●	●		
53									
54	嫌気性芽胞菌				年12回				
55	クリプトスポリジウム、ジアルジア				年2回				
				41項目		52項目	24項目	4項目	9項目
	是水質検査を省略できない項目								
	その他の項目については、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間における当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値の5分の1以下であるときは、おおむね1年に1回以上とすることができる。								

水質検査項目及び検査頻度（原水-広尾浄水場）

水質基準項目		基準値	広尾町の検査計画	
			検査回数	設定理由等
1	一般細菌	100個/ml	1回/年	安全確認の為
2	大腸菌		12回/年	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l	1回/年	
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l		
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l		
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l		
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l		
8	六価クロム及びその化合物	0.05 mg/l		
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l		
11	硝酸態窒素及亜硝酸態窒素	10 mg/l		
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l		
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l		
14	四塩化炭素	0.002 mg/l		
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l		
17	ジクロロメタン	0.02 mg/l		
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l		
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l		
20	PFOS及びPFOA	50ng/l		
21	ベンゼン	0.01 mg/l	れ水道成分の塩た素ため処理検査で生ないさ	
22	塩素酸	0.6 mg/l		
23	クロロ酢酸	0.02 mg/l		
24	クロロホルム	0.06 mg/l		
25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l		
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l		
27	臭素酸	0.01 mg/l		
28	総トリハロメタン	0.1 mg/l		
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l		
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l		
31	ブロモホルム	0.09 mg/l		
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l	安全確認の為	
33	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l		
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l		
35	鉄及びその化合物	0.3 mg/l		
36	銅及びその化合物	1.0 mg/l		
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l		
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l		
39	塩化物イオン	200 mg/l		
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l		
41	蒸発残留物	500 mg/l		
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l		
43	ジェオスミン	0.00001 mg/l		
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l		
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l		
46	フェノール類	0.005 mg/l		
47	有機物(全有機物炭素(TOC)の量)	3 mg/l		
48	PH値	5.8~8.6		
49	味	異常でないこと		
50	臭気	異常でないこと		
51	色度	5度		
52	濁度	2度		
	嫌気性芽胞菌		12回/年	
	クリプトスポリジウム		2回/年	
※ 臨時水質検査は水質異常が発生したときに実施する。				

水質検査項目及び検査頻度（原水-簡易水道 音調津、楽古、野塚、豊似浄水場）				
水質基準項目		基準値	広尾町の検査計画	
			検査回数	設定理由等
1	一般細菌	100個/ml	1回/年	安全確認の為
2	大腸菌		3回/年	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l	1回/年	
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l		
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l		
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l		
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l		
8	六価クロム及びその化合物	0.05 mg/l		
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l		
11	硝酸態窒素及亜硝酸態窒素	10 mg/l		
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l		
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l		
14	四塩化炭素	0.002 mg/l		
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l		
17	ジクロロメタン	0.02 mg/l		
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l		
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l		
20	PFOS及びPFOA	50ng/l		
21	ベンゼン	0.01 mg/l		
22	塩素酸	0.6 mg/l	れ水道成分の塩た素ため処理検査でし生ないさ	
23	クロロ酢酸	0.02 mg/l		
24	クロロホルム	0.06 mg/l		
25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l		
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l		
27	臭素酸	0.01 mg/l		
28	総トリハロメタン	0.1 mg/l		
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l		
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l		
31	ブロモホルム	0.09 mg/l		
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l		
33	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l	1回/年	安全確認の為
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l		
35	鉄及びその化合物	0.3 mg/l		
36	銅及びその化合物	1.0 mg/l		
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l		
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l		
39	塩化物イオン	200 mg/l		
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l		
41	蒸発残留物	500 mg/l		
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l		
43	ジェオスミン	0.00001 mg/l		
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l		
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l		
46	フェノール類	0.005 mg/l		
47	有機物(全有機物炭素(TOC)の量)	3 mg/l		
48	PH値	5.8~8.6		
49	味	異常でないこと		
50	臭気	異常でないこと		
51	色度	5度		
52	濁度	2度		
	嫌気性芽胞菌		2回/年	
※ 臨時水質検査は水質異常が発生したときに実施する。				

水質検査項目及び検査頻度(浄水-広尾浄水場)

水道法4条第2項の規定						
水質基準項目		基準値	法令検査回数	回数設定の説明	検討結果	検査回数
1	一般細菌	100個/ml	12/回年	-	法令で定められた回数	12回/年
2	大腸菌	検出されないこと				
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l	4回/年	※1	安全性を考慮して毎年検査	1回/年
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l				
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l				
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l				
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l				
8	六価クロム及びその化合物	0.05 mg/l				
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l				
11	硝酸態窒素及亜硝酸態窒素	10 mg/l				
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l				
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l				
14	四塩化炭素	0.002 mg/l				
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l				
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l				
17	ジクロロメタン	0.02 mg/l				
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l				
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l				
20	PFOS及びPFOA	50ng/l				
21	ベンゼン	0.01 mg/l				
22	塩素酸	0.6 mg/l				
23	クロロ酢酸	0.02 mg/l				
24	クロロホルム	0.06 mg/l				
25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l				
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l				
27	臭素酸	0.01 mg/l				
28	総トリハロメタン	0.1 mg/l				
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l				
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l				
31	ブロモホルム	0.09 mg/l				
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l				
33	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l	※1	安全性を考慮して毎年検査	1回/年	
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l	-	法令で定められた回数	4回/年	
35	鉄及びその化合物	0.3 mg/l	※1	安全性を考慮して毎年検査	1回/年	
36	銅及びその化合物	1.0 mg/l				
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l				
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l	12回/年	-	法令で定められた回数	12回/年
39	塩化物イオン	200 mg/l				
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l				
41	蒸発残留物	500 mg/l				
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l				
43	ジェオスミン	0.00001 mg/l				
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l				
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l				
46	フェノール類	0.005 mg/l				
47	有機物(全有機物炭素(TOC)の量)	3 mg/l	12回/年	-	法令で定められた回数	12回/年
48	PH値	5.8~8.6				
49	味	異常でないこと				
50	臭気	異常でないこと				
51	色度	5度				
52	濁度	2度				
※1	原水の水質が大きく変わるおそれが少ない場合であって、過去3年間における検査結果が、基準値の5分の1以下である時は、概ね1年に1回以上と、基準値の10分の1以下である時は概ね3年に1回以上とすることができる。					
※2	自動連続測定・記録をしている場合、概ね3か月に1回以上とすることが可。					
※3	原因藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかである期間を除く。					
※4	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況等を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。					
※5	臨時水質検査は水質異常が発生したときに実施する。					

水質検査項目及び検査頻度(浄水-簡易水道 音調津、楽古、野塚、豊似浄水場)								
水道法4条第2項の規定								
水質基準項目	基準値	法令検査	回数設定の	検討結果	検査回数			
		回数	説明					
1 一般細菌	100個/ml	12/回年	-	法令で定められた回数	12回/年			
2 大腸菌	検出されないこと							
3 カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l	4回/年	※1	安全性を考慮して毎年検査	1回/年			
4 水銀及びその化合物	0.0005 mg/l							
5 セレン及びその化合物	0.01 mg/l							
6 鉛及びその化合物	0.01 mg/l							
7 ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l							
8 六価クロム及びその化合物	0.05 mg/l							
9 亜硝酸態窒素	0.04 mg/l							
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l							
11 硝酸態窒素及亜硝酸態窒素	10 mg/l							
12 フッ素及びその化合物	0.8 mg/l							
13 ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l							
14 四塩化炭素	0.002 mg/l							
15 1,4-ジオキサン	0.05 mg/l							
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l					-	法令で定められた回数	4回/年
17 ジクロロメタン	0.02 mg/l							
18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/l							
19 トリクロロエチレン	0.01 mg/l							
20 PFOS及びPFOA	50ng/l							
21 ベンゼン	0.01 mg/l							
22 塩素酸	0.6 mg/l							
23 クロロ酢酸	0.02 mg/l							
24 クロロホルム	0.06 mg/l							
25 ジクロロ酢酸	0.03 mg/l							
26 ジブromクロロメタン	0.1 mg/l							
27 臭素酸	0.01 mg/l							
28 総トリハロメタン	0.1 mg/l							
29 トリクロロ酢酸	0.03 mg/l							
30 ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l							
31 ブロモホルム	0.09 mg/l							
32 ホルムアルデヒド	0.08 mg/l	※1	安全性を考慮して毎年検査	1回/年				
33 亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l							
34 アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l	-	法令で定められた回数	4回/年				
35 鉄及びその化合物	0.3 mg/l							
36 銅及びその化合物	1.0 mg/l	※1	安全性を考慮して毎年検査	1回/年				
37 ナトリウム及びその化合物	200 mg/l							
38 マンガン及びその化合物	0.05 mg/l	12回/年	-	法令で定められた回数	12回/年			
39 塩化物イオン	200 mg/l							
40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l	4回/年	※1	安全性を考慮して毎年検査	1回/年			
41 蒸発残留物	500 mg/l							
42 陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l	12回/年	※4	安全性を考慮して毎年検査	1回/年			
43 ジェオスミン	0.00001 mg/l							
44 2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l	4回/年	-	法令で定められた回数	4回/年			
45 非イオン界面活性剤	0.02 mg/l							
46 フェノール類	0.005 mg/l	12回/年	※1	安全性を考慮して毎年検査	1回/年			
47 有機物(全有機物炭素(TOC)の量)	3 mg/l							
48 PH値	5.8~8.6	12回/年	-	法令で定められた回数	12回/年			
49 味	異常でないこと							
50 臭気	異常でないこと							
51 色度	5度							
52 濁度	2度							
※1 原水の水質が大きく変わるおそれが少ない場合であって、過去3年間における検査結果が、基準値の5分の1以下である時は、概ね1年に1回以上と、基準値の10分の1以下である時は概ね3年に1回以上とすることができる。								
※2 自動連続測定・記録をしている場合、概ね3か月に1回以上とすることが可。								
※3 原因藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかである期間を除く。								
※4 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況等を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。								
※5 臨時水質検査は水質異常が発生したときに実施する。								